

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月26日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 城丸 秀 高

1 監査の実施期間

令和2年12月25日(金)から令和3年2月26日(金)まで

2 監査の対象部課等

都市施設整備推進室

教育部（学校教育課、生涯学習課）

3 監査の対象及び範囲

都市施設整備推進室及び教育部（学校教育課、生涯学習課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和2年10月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

## 6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 9 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

## 検討改善事項

### 都市施設整備推進室

指摘事項なし

### 教育部学校教育課

#### 1 児童の発達に関する巡回相談及び支援事業について（局長指摘事項）

学校教育課は、児童の発達に関する巡回相談及び支援事業を実施している。

当該事業については、児童の発達を支援する体制を整備することを目的としており、相談者、学校及び教育委員会において実施内容を相互に把握し、情報を共有することは目的の達成において大変重要であると思料する。

相談員に対する謝礼金について、請求書に記載された実施回数に基づき随時支出しているが、その際、実施内容及び実施日を確認しておらず、令和元年度における一部の指導員にかかる謝礼金の請求書の合計相談回数（84回）と実績報告の合計相談回数（83回）に相違が生じていることがわかった。この原因については、実績報告書の誤りであったことが担当者の確認により判明したが、現在、教育委員会への報告が定期的に行われておらず、実施状況の把握及び情報の共有が随時なされていないことから、今後、定期的に事業内容を確認できる報告書の提出を求め確認を徹底するとともに、事務の流れについて見直し、関係者へ適切に指示すること。

#### 2 郵便切手等の管理について（局長指摘事項）

郵便切手等の管理を確認したところ、受払簿の残枚数と現物の定期的な確認が行われていないため、受払簿におけるレターパックの残枚数に対し現物が存在しておらず、不明となった時期についても把握されていなかった。

また、一部の受払簿は、年度の区別がなく、使用月日のみの記載となっていた。

郵便切手等は現金等価物であるため、今後、取扱いの透明性を確保し、使用履歴についても明確に把握できるよう適切かつ厳正な管理を徹底すること。

なお、現在、学校教育課においては、多額の切手を保有しているが使用実績が少ないことから、今後、有効な活用方法について検討すること。

### 3 準公金の管理について（局長指摘事項）

各種団体等現金（公金外）事務取扱要領によれば、「通帳と印鑑はそれぞれ別の職員が管理し、施錠等により安全に保管すること。」とされている。

準公金の管理について確認したところ、通帳と印鑑を同一の場所に保管し管理していた。

準公金については、平成 30 年度の行政監査及び令和 2 年 12 月に実施した教育部学校給食課を対象とした定期監査における指摘、平成 30 年 12 月 7 日付 30 飯会第 74 号「公金及び各種団体等公金外現金の厳正な取扱いについて（通知）」など、これまで数回にわたり管理状況について確認すべき機会があったにもかかわらず、見過ごされていたことから、リスク管理に対する意識が希薄であったと史料する。

今後は、同要領を遵守し管理を徹底すること。

### 4 児童クラブ利用料の債権管理について（局長指摘事項）

飯塚市債権管理条例（以下「債権管理条例」という。）第 7 条第 1 項によれば「市長は私債権等について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 171 条の 2 から第 171 条の 4 までの規定により、強制執行及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」と規定されている。

児童クラブ利用料における過年度分の一部債権について、債権管理が滞っているものが見受けられた。

利用者への公平性を欠くことのないよう徴収手続きを見直すとともに、債権の回収が見込めないものについては整理すること。

なお、債権管理にあたり担当者へ求められる知識やスキルを身に付けるため、債権管理研修の実施及び債権管理を行う関連部署との情報交換などを実施するとともに、債権管理手続きをマニュアル化するなど、債権管理条例に基づき適切な事務処理が行われるよう早急に対処すること。

### 5 備品の管理について（局長指摘事項）

備品について確認したところ、所在場所が相違するもの、現在は存在しない備品が台帳に登録されたままとなっているものが確認された。

早急に備品と台帳の照合を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。

## 6 飯塚市立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金の支給について（局長指摘事項）

飯塚市立小中学校修学旅行に関する追加費用等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条によれば「補助金の交付を受けることができる者は、修学旅行の実施に関し新型コロナウイルス感染防止拡大のための対策等を講じた飯塚市立学校の校長とする。」と規定され、また、要綱第5条においては、実績報告書は、追加費用等の支払いが完了したときに提出することとされている。

一部の学校において合同での修学旅行を実施し、補助金の申請及び請求を代表校の校長により合算にて行っているが、合同で実施した他の校長から手続きに関する委任状が提出されていなかった。

また、実績報告書には請求書が添付されており、支払いの完了については確認できなかった。

速やかに支払いの完了について確認を行うとともに、今後は要綱を遵守し適切に処理を行うこと。

## 教育部生涯学習課

### 1 マーク作成委託契約について（局長指摘事項）

飯塚市事務決裁規程（以下「決裁規程」という。）によると、「1件50万円超1,000万円未満の指名業者等との委託契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、（略）契約締結及び業務完成確認通知に関すること。」は契約課長専決事項と規定されている。

マーク作成委託契約（令和元年度2,036,647円）については、随意契約にて契約を締結しているが、決裁権限のない教育部長が決裁を行っていた。

また、令和2年度においては、執行伺い及び支出負担行為を行わないまま業者に業務を行わせていた。この業務については、契約の内訳に単価契約によるものを含んでいるため、年度末に年間の実績により執行伺いを起案し、処理しているとのことであるが、事務執行上、不適切な処理であると思料する。

単価契約分については、契約を分け、月々の件数により支払いをすることで、適切な委託契約が行われると思料する。

今後は、決裁規程及び業務委託契約事務取扱要領を遵守し、適正な契約事務を行うこと。

## 2 使用料の還付について（局長指摘事項）

飯塚市公民館条例施行規則第 12 条第 1 項第 3 号によると、「利用者が利用の前日までに中止を申し出たとき 5 割」を還付することと規定されている。

しかしながら新型コロナウイルスの蔓延により感染防止対策として、当初、令和 2 年 2 月 27 日から 3 月 16 日までの施設利用の自粛要請がなされ、この期間内の施設利用のキャンセルについては利用料を全額返還することとされたが、その後段階的に期間が延長され、最終的に 6 月 30 日までに還付申請がなされたものについては、全額還付する取扱いが対策本部で決定された。

使用料還付申請書を確認したところ、還付申請時において、自粛要請対象期間外の利用日をキャンセルしたため 5 割還付したが、その後対象期間が延長され全額還付に該当することとなったにもかかわらず、残りの使用料について還付処理がなされていないものがあった。

至急還付手続きを行うとともに、今後、事務処理については適切に確認を行うこと。

## 3 備品について（局長指摘事項）

複数年使用できるマンホール用工具一式（19,800 円）及びダミーカメラ 7 台（1 台 10,500 円）を消耗品費で購入していたが、備品として管理すべきと思料する。

また、重要物品を含む 6 品目の備品について、備品シールの貼付がなかった。速やかに備品登録を行い適切に管理すること。